産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業許可申請提出書類一覧表

【申請者が法人の場合】

**※３部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提 出 書 類 | 新規 | 更新 | 変更 |
| １ | 許可申請書（**様式第八号、第十号、第十四号、第十六号のいずれか（第１面から第３面）** | ● | ● | ● |
| ２ | 事業計画の概要を記載した書類 | （**様式第七号の１**） | ● | △ | ● |
| （**様式第七号の２**）（中間処理施設を有する場合） | ● | △ | △ |
| （**様式第七号の３**）（最終処分場を有する場合） | ● | △ | △ |
| （**様式第七号の４**） | ● | △ | ● |
| （**様式第七号の５**） | ● | △ | ● |
| ３ | 事業の用に供する施設に関する書類 | ①　事業場内の見取図（施設、保管施設、建物の位置を記載してください） | ● | △ | △ |
| ②　施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 | ● | △ | △ |
| ③　法第１５条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し | ● |  | △ |
| ④　中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合、施設の賃貸借契約書等） | ● | △ | △ |
| ⑤　中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書 | ● | △ | ● |
| ⑥　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第１５条の許可を受けた施設である場合を除く。） | ● | △ | △ |
| ⑦　事業場付近の見取図（概ね100ｍ以内の土地の利用状況、配慮施設の有無等が分かるもの） | ● |  | ● |
| 事業の用に供する土地に関する書類 | ①　当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付） | ● | △ | ● |
| ②　建物がある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付） | ● | △ | △ |
| ③　公図（事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載してください） | ● | △ | ● |
| ④　土地所有者の承諾書（土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用） | ● | △ | ● |
| ⑤　隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し（公道等を挟んでいる土地は不用） | ● | △ | ● |
| 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表（対象法令は記載例を参考とすること） | ● |  | △ |
| 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し | ● |  | △ |
| ４ | 中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（**様式第十一号**）(※１) | ● |  | △ |
| ５ | 産業廃棄物の処分に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に関する講習）の修了証の写し（受講者は、役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。） | ● | ● | ● |
| ６ | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(**様式第十二号**) | ● | ● | ● |
| ７ | 直前３年の各事業年度(※６)における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し（別表１、別表４）、確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）及び法人税の納税証明書(その１)(※２) | ● | ● | ● |
| ８ | 金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類 | △ | △ | △ |
| ９ | 事務所付近の見取図（３の⑦が添付されており、同一の場合は添付省略可） | ● |  | △ |
| １０ | 定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書(※３)（定款、寄附行為は原本証明してください） | ● | ● | ● |
| １１ | 申請者が法第１４条第５項第２号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面 | ● | ● | ● |

【申請者が法人の場合】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提 出 書 類 | 新規 | 更新 | 変更 |
| １２ | 法第１４条第５項第２号ニに規定する役員の住民票の写し(※４) | ● | ● | ● |
| １３ | 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(※４)（これらの者が法人の場合は、登記事項証明書(※３)） | ● | ● | ● |
| １４ | 政令使用人に関する書類 | ①　申請者に令第６条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し(※４) | ● | ● | ● |
| ②　その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店、事業場等の代表者である場合は政令使用人に該当する旨の証明書 | ● | ● | ● |
| １５ | 法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書(※5) | ● | ● | ● |
| １６ | 今後５年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書 | （１）提出が必須の場合①営業実績が３年（事業年度(※６)、以下同じ）以上ある場合で、次のいずれかに該当するときア　自己資本比率が０％以上１０％未満である。（直前３年の経常利益金額等（経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額）の平均値及び直前の経常利益金額等が共にプラスである場合を除く。）イ　債務超過である。（直前３年の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである場合を除く。）②　営業実績が３年に満たないとき（２）（１）に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 | △ | △ | △ |
| １７ | 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、次に掲げる書類当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 | ● | ● | △ |
| １８ | 更新時に優良認定を受けようとする場合に必要な書類**（詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。）** | 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 |  | ● |  |
| １９ | 「産廃情報ネット」上で規則第９条の３第２号（特別管理産業廃棄物の場合は規則第10条の12の２第２号）に規定する公表事項の情報を公表・更新している旨の証明書及び更新の一覧又は自らのホームページにおいて情報を公表・更新した時点における該当部分をプリントアウトしたもの（申請の前６月間分のもの。既に愛知県で認定を受けている場合は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。） |  | ● |  |
| ２０ | ISO14001又はエコアクション21の認証書の写し |  | ● |  |
| ２１ | 電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証 |  | ● |  |
| ２２ | 消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書 |  | ● |  |

●…必ず添付が必要なもの、△…該当する場合のみ添付が必要なもの（現行許可の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※１…予定処分先が愛知県許可以外の処分業者の場合は処分業者の処分業の許可証の写しを添付してください。

※２…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申告を行っている場合は確定申告書の別表１に電子申告の受付日時及び受付番号の記載のあるもの又は国税電子申告・納税システムの該当申告のメール詳細画面を印刷したもの添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※３…履歴事項全部証明書

※４…住民票の写しは、本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※５…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※６…事業年度は、６か月以上あるものを１期としてみなします。

（注）住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。

産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業許可申請提出書類一覧表

【申請者が個人の場合】

**※３部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提 出 書 類 | 新規 | 更新 | 変更 |
| １ | 許可申請書（**様式第八号、第十号、第十四号、第十六号のいずれか（第１面から第３面）**） | ● | ● | ● |
| ２ | 事業計画の概要を記載した書類 | （**様式第七号の１**） | ● | △ | ● |
| （**様式第七号の２**）（中間処理施設を有する場合） | ● | △ | △ |
| （**様式第七号の３**）（最終処分場を有する場合） | ● | △ | △ |
| （**様式第七号の４**） | ● | △ | ● |
| （**様式第七号の５**） | ● | △ | ● |
| ３ | 事業の用に供する施設に関する書類 | ①　事業場内の見取図（施設、保管施設、建物の位置を記載してください） | ● | △ | △ |
| ②　施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書 | ● | △ | △ |
| ③　法第１５条の許可に係る施設にあっては、許可証の写し | ● |  | △ |
| ④　中間処理施設にあっては、売買契約書の写しと領収書等の施設の所有権を有することを証する書類（申請者が所有権を有しない場合、施設の賃貸借契約書等） | ● | △ | △ |
| ⑤　中間処分を業として行う場合には、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書 | ● | △ | ● |
| ⑥　最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第１５条の許可を受けた施設である場合を除く。） | ● | △ | △ |
| ⑦　事業場付近の見取図（概ね100ｍ以内の土地の利用状況、配慮施設の有無等が分かるもの） | ● |  | ● |
| 事業の用に供する土地に関する書類 | ①　当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付） | ● | △ | ● |
| ②　施設が建物内にある場合は、建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付） | ● | △ | △ |
| ③　公図（事業場の範囲、施設、保管施設の位置を記載してください） | ● | △ | ● |
| ④　土地所有者の承諾書（土地の賃貸借契約書に当該処分業を行う旨の記載がある場合は不用） | ● | △ | ● |
| ⑤　隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し（公道等を挟んでいる土地は不用） | ● | △ | ● |
| 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表（対象法令は記載例を参考とすること） | ● |  | △ |
| 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し | ● |  | △ |
| ４ | 中間処分を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（**様式第十一号**）(※１) | ● |  | △ |
| ５ | 産業廃棄物の処分に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の処分に関する講習）の修了証の写し（受講者は、本人又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。） | ●有効な修了証の詳細は、注意事項２ページを参照 | ● | ● |
| ６ | 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(**様式第十二号**) | ● | ● | ● |
| ７ | 資産に関する調書（**様式第十三号**）、直前３年の所得税の納税証明書、確定申告書の写し（第１表）および確定申告書の添付書類の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）(※２) | ● | ● | ● |
| ８ | 金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類 | △ | △ | △ |

【申請者が個人の場合】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 提 出 書 類 | 新規 | 更新 | 変更 |
| ９ | 事務所付近の見取図（３の⑦が添付されており、同一の場合は添付省略可） | ● |  | △ |
| １０ | 申請者の住民票の写し(※３) | ● | ● | ● |
| １１ | 申請者が法第１４条第５項第２号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面 | ● | ● | ● |
| １２ | 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(※3) 及び法定代理人の資格を証明する書類 | ● | ● | ● |
| １３ | 政令使用人に関する書類 | ①　申請者に令第６条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し(※３) | ● | ● | ● |
| ②　その者が政令使用人に該当する旨の証明書 | ● | ● | ● |
| １４ | 申請者、法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人及び政令使用人に係る申立書(※４) | ● | ● | ● |
| １５ | 今後５年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書 | （１）提出が必須の場合①営業実績が３年以上ある場合で、次のいずれかに該当するときァ　負債が資産以下で、直前３年において所得税を納付していない年がある。ィ　負債が資産より大きく、直前３年において所得税を納付した年がある。②営業実績が３年に満たないとき（２）（１）に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 | △ | △ | △ |
| １６ | 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合には、次に掲げる書類当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類 | ● | ● | △ |
| １７ | 更新時に優良認定を受けようとする場合に必要な書類**（詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。）** | 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 |  | ● |  |
| １８ | 「産廃情報ネット」上で規則第10条の４の２第２号（特別管理産業廃棄の場合は規則第10条の16の２第2号）に規定する公表事項の情報を公表・更新している旨の証明書及び更新の一覧又は自らのホームページにおいて情報を公表・更新した時点における該当部分をプリントアウトしたもの（申請の前６月間分のもの。既に愛知県で認定を受けている場合は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。） |  | ● |  |
| １９ | ISO14001又はエコアクション21の認証書の写し |  | ● |  |
| ２０ | 電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証 |  | ● |  |
| ２１ | 消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書 |  | ● |  |

●…必ず添付が必要なもの、△…該当する場合のみ添付が必要なもの（現行許可の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。）

※１…予定処分先が愛知県許可以外の処分業者の場合は処分業者の処分業の許可証の写しを添付してください。

※２…確定申告書の写しは税務署の受付印があるものを添付してください。電子申告を行っている場合は確定申告書の別第１表に電子申告の受付日時及び受付番号の記載のあるもの又は国税電子申告・納税システムの該当申告のメール詳細画面を印刷し添付してください。また、修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。マイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーしてください。被雇用者が転業により申請する場合は、源泉徴収票の写しを添付してください。

※３…住民票の写しは、本籍（外国人にあっては国籍）の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※４…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

（注）住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、３か月以内に発行されたものであること。